

資料 6 2 - 3

特定信書便事業の許可について

(諮問第1186号)



諮問第1186号
令和元年7月19日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 石田 真

諮問書

赤帽青森県軽自動車運送協同組合（代表理事 松橋 弘徳）ほか7者から、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第29条の規定に基づき、特定信書便事業の許可の申請があった。申請の概要は、別紙1のとおりである。

当該申請について審査した結果は別紙2のとおりであり、いずれも同法第31条各号に掲げる基準に適合しており、かつ、同法第34条において準用する同法第8条各号に掲げる者に該当しないと認められる。

よって、同法第29条の規定に基づく許可をすることとしたい。

上記について、同法第38条第2号の規定に基づき諮問する。

特定信書便事業の許可申請等の概要

令和元年7月19日

総務省

1 申請者及び提供サービスの概要

事業の許可申請

申請者名 (本社所在地)	資本金/ 出資金	主な事業 (29年度売上高)	提供 サービス (注)			提供区域	提供サービス概要	事業 開始 予定日
			1 号	2 号	3 号			
1 赤帽青森県軽自動車 運送協同組合 (青森県青森市)	520万円	貨物運送業 (1億4,120万円)	○		○	【1号役務】【3号役務】 青森県	【1号役務】 既存顧客から差し出される請求書等の送達を見込んでいる。 【3号役務】 既存顧客から差し出される迅速かつ確実な送達 が求められる信書便物の送達を見込んでいる。	令和元年 10月1日
2 小松通商(株) (東京都三鷹市)	1,000万円	貨物運送業 (3億9,100万円)			○	【3号役務】 東京都(離島を除く。)、 埼玉県、神奈川県及び 千葉県	【3号役務】 既存顧客から差し出される確実な送達 が求められる信書便物の送達を見込んでいる。	令和元年 8月1日
3 MBS(株) (東京都港区)	1,000万円	貨物運送業 (4億225万円)	○		○	【1号役務】【3号役務】 東京都(港区、中央区、 千代田区、品川区、江東 区、台東区、文京区、新 宿区、大田区、渋谷区、 目黒区、足立区、墨田 区、荒川区)	【1号役務】 商社等の本社及び支社を巡回する役務を見込 んでいる。 【3号役務】 既存顧客から差し出される確実な送達 が求められる信書便物の送達を見込んでいる。	令和元年 8月1日
4 (株)ビルケアビジネス (東京都千代田区)	8,000万円	不動産業 (46億2,710万円)	○			【1号役務】 東京都(離島を除く。)	【1号役務】 親会社の本社、支社及び営業所を巡回する役務 を見込んでいる。	令和元年 8月1日

※注：民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第7号各号に定めるサービスをいう。

申請者名 (本社所在地)	資本金/ 出資金	主な事業 (29年度売上高)	提供 サービス (注)			提供区域	提供サービス概要	事業 開始 予定日
			1 号	2 号	3 号			
5 (株)中央防犯 (静岡県藤枝市)	8,200万円	警備業 (7億4,112万円)	○		○	【1号役務】【3号役務】 静岡県	【1号役務】 既存顧客の店舗から本部への信書便物を定期集配する役務を見込んでいる。 【3号役務】 既存顧客から差し出される確実な送達が求められる信書便物の送達を見込んでいる。	令和元年 8月1日
6 三岐通運(株) (三重県四日市市)	8,000万円	貨物運送業 (116億9,349万円)	○		○	【1号役務】【3号役務】 愛知県、三重県	【1号役務】【3号役務】 自動車精密部品製造会社から差し出される受注・生産関係書類等の送達を見込んでいる。	令和元年 8月1日
7 (有)あゆみ急送 (岐阜県岐阜市)	300万円	貨物運送業 (2億3,677万円)	○		○	【1号役務】【3号役務】 岐阜県	【1号役務】 既存顧客から差し出される請求書等の送達を見込んでいる。 【3号役務】 既存顧客から差し出される高付加価値が求められる信書便物の送達を見込んでいる。	令和元年 8月1日
8 (株)甲南学園サービス センター (兵庫県神戸市)	1,000万円	その他サービス業 (6億7,891万円)	○			【1号役務】 兵庫県	【1号役務】 学校法人甲南学園の各キャンパスを巡回する役務を見込んでいる。	令和元年 9月1日

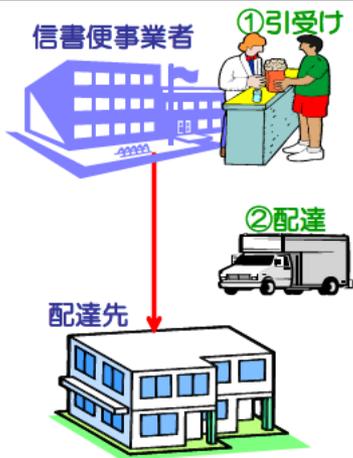
2 引受け及び配達の方法

事業の許可申請

申請者名		引受の方法				配達の方法
		同社営業所で引受け	利用者の指定場所で引受け	巡回先で引受け	定期集配先で引受け	
1	赤帽青森県軽自動車 運送協同組合	1号、3号	1号、3号	1号、3号	1号、3号	対面交付、郵便受箱 投函又はメール室 への配達
2	小松通商(株)	3号	3号	3号	3号	対面交付、郵便受箱 投函又はメール室 への配達
3	MBS(株)	1号、3号	1号、3号	1号、3号	1号、3号	対面交付、郵便受箱 投函又はメール室 への配達
4	(株)ビルケアビジネス			1号	1号	対面交付、郵便受箱 投函又はメール室 への配達
5	(株)中央防犯			1号、3号	1号、3号	対面交付
6	三岐通運(株)			1号、3号		対面交付、郵便受箱 投函又はメール室 への配達
7	(有)あゆみ急送	1号、3号	1号、3号	1号、3号	1号、3号	対面交付、郵便受箱 投函又はメール室 への配達
8	(株)甲南学園サービスセンター			1号	1号	対面交付、郵便受箱 投函又はメール室 への配達

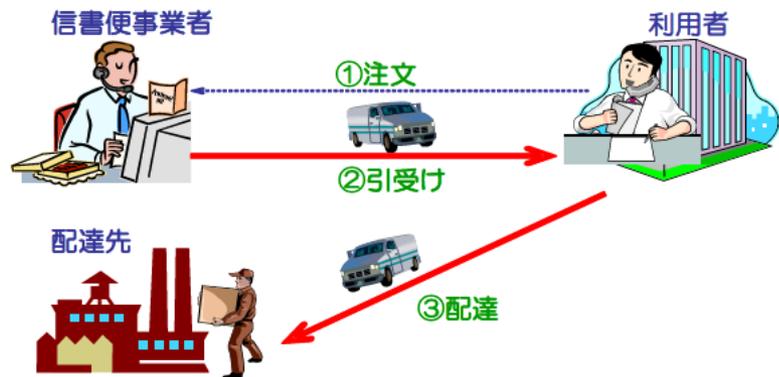
【参考】提供サービスの概要

営業所引受けサービス



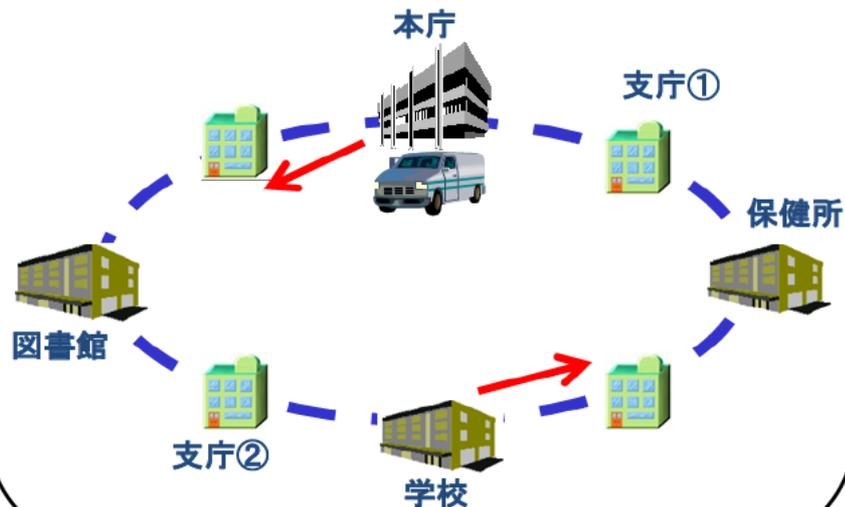
注文集配サービス

電話やインターネット等により注文を受けて、個別に利用者の指定場所に向いて引受け、受取人に配達するサービス



巡回集配サービス

あらかじめ定めたルート巡回して、各巡回先で信書便物を順次引受け、配達するサービス



定期集配サービス

あらかじめ定めたルートを定期的に運行して、各集配先で信書便物を順次引受け、配達するサービス



4 信書便事業収支見積(委員限り)

その1 収入の部

(1) 事業の許可申請

申請者名		利用見込通数(月)	単価(税抜)	信書便事業見込収入(年間)
1	赤帽青森県軽自動車 運送協同組合			
2	小松通商(株)			
3	MBS(株)			
4	(株)ビルケアビジネス			
5	(株)中央防犯			
6	三岐通運(株)			
7	(有)あゆみ急送			
8	(株)甲南学園サービス センター			

4 信書便事業収支見積(委員限り)

その2 支出及び利益の部

(単位:万円)

申請者名	年度	信書便事業収入	信書便事業支出					信書便事業営業利益 (営業利益率) (注1)	当期純利益 (税引前利益) (注2)
			合計	人件費	経費	減価償却費	その他 (業務委託費等)		
1 赤帽青森県軽自動車 運送協同組合									
2 小松通商(株)									
3 MBS(株)									
4 (株)ビルケアビジネス									

注1:信書便事業営業利益は、信書便事業収入から信書便事業支出の合計を除いた額。

営業利益率 = 信書便事業営業利益 ÷ 信書便事業収入

注2:当期純利益は、会社全体としての利益を表している。

(単位:万円)

申請者名	年度	信書便 事業 収入	信書便事業支出					信書便事業 営業利益 (営業利益率) (注1)	当期 純利益 (税引前利益) (注2)
			合計	人件費	経費	減価 償却費	その他 (業務委 託費等)		
5									
6									
7									
8									

注1: 信書便事業営業利益は、信書便事業収入から信書便事業支出の合計を除いた額。

営業利益率 = 信書便事業営業利益 ÷ 信書便事業収入

注2: 当期純利益は、会社全体としての利益を表している。

5 資金計画（委員限り）

（単位：万円）

申請者名		純資産の額(注1)	事業開始に要する資金(注2)	資金の調達方法
1	赤帽青森県軽自動車 運送協同組合			
2	小松通商(株)			
3	MBS(株)			
4	(株)ビルケアビジネス			
5	(株)中央防犯			
6	三岐通運(株)			
7	(有)あゆみ急送			
8	(株)甲南学園サービス センター			

注1：純資産の額は、資産から負債を差し引いた額。直近の決算年度における純資産の額を記載。

注2：事業開始に要する資金は、人件費の2か月分、賃借料の1か年分、車両等の取得価格等の合計額。

本資料は委員限り

特定信書便事業の許可申請の審査結果の概要

赤帽青森県軽自動車運送協同組合ほか7者からの特定信書便事業の許可申請について審査した結果の概要は、以下のとおりであり、いずれの申請についても民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下「法」という。）第31条各号に掲げる基準に適合しており、かつ、法第34条において準用する法第8条各号に掲げる者に該当しないものと認められる。

- 1 その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。（法第31条第1号）

項目	審査概要	適否
引受け	引受けの方法が明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が差出人から直接引き受けることとされていることから、秘密を保護するため適切なものである。	適
配達	配達の方法が明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が配達し、受取人に直接引き渡しや受取人のメール室へ配達すること等の手段により配達することが規定されていることから、秘密を保護するため適切なものである。	適
委託	委託契約書において、受託者に信書便管理規程の遵守義務が課されていること等から、秘密を保護するため適切なものである。 (業務委託予定申請者3者)	適

- 2 その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。（法第31条第2号）

項目	審査概要		適否
事業収支 見積り	対象年度	事業開始の初年度及び翌年度を対象としている。	適
	算出方法	信書便事業収入は契約が見込まれる者との間で予定する契約額や顧客へのヒアリング調査の結果を基に算出した推定取扱通数に予定単価を乗じた額等を、その他の収入は前年度の実績を元に算出しており、適正かつ明確に算出されている。信書便事業支出は、項目ごとに積み上げた額又は兼業する事業との案分による額を、その他支出は信書便事業と案分した額を除いた上で前年度の実績を元に算出しており、適正かつ明確に算出されている。	適
役務内容が 法に適合して いること	申請のあった役務内容は、それぞれの役務の種類に応じた法の規定に適合している。		適

委託	<p>信書便の業務の一部を委託する方法が、自ら当該業務を実施する方法よりも経済的であるという特別の事情が認められる。また、委託契約書において、取扱いの責任及び第三者への再委託の禁止が規定されている。</p> <p>(業務委託予定申請者3者)</p>	適
----	--	---

- 3 その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。(法第31条第3号)

項目	審査概要	適否
資金	<p>事業の開始に要する資金の見積りの算出方法が適切かつ明確であり、調達できることについて明確な裏付けのある自己資金により調達することとしている。</p>	適
行政庁の許可等	<p>事業を営むために必要な許可等を取得済みである。</p>	適

- 4 欠格事由に該当しないこと。(法第34条において準用する法第8条)
 いずれの申請者とも該当なし